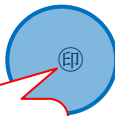


登録事項変更届

平成27年 7月20日

広島登録建築設計 株式会社

申請者氏名 代表取締役 宮島 一子



広島県指定事務所登録機関
一般社団法人広島県建築士事務所協会会長 様

新しい代表者氏名

法人代表者印
(法務局登録印)

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、
 建築士法第23条の5第1項 の規定により届け出ます。
 建築士法第23条の5第2項

建築士事務所	ふりがな 名称	ひろしまとろくけんちくせつけい かぶしがいいしゃ 広島登録建築設計 株式会社 一級建築士事務所		
	所在地	〒 730-0000 広島県広島市中区基町77-77 電話(082) 222 - 1111 番		
	登録番号	15 (1)第 0000 号	登録年月日	27 ・ 6 ・ 21
	一級建築士事務所, 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	ふりがな 管理建 氏	ひろしま いちろう
届出事項	変更前	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載の就退任年月日を記入		
登録申請者の変更 役員の変更	安芸 太郎 代表取締役 安芸 太郎	宮島 一子 取締役 安芸 太郎 代表取締役 宮島 一子	平成27年7月15日 平成27年7月15日 平成27年7月15日	
添付書類 ・ 登記事項証明書 （履歴事項全部証明書・直近3ヶ月以内に交付されたもの） ※正本に原本、副本に写しを添付 ・ 誓約書 ・ 略歴書 ・ （別添）役員名簿		役員の変更については、記入例8. 役員の変更を参考にして記入してください。		
届出事項が複数ある場合は、1枚の届出用紙にまとめて記入していただいてもかまいません。				

記入例（1. 登録申請者の変更）★個人用

登録事項変更届

平成27年 7月20日

改姓改名した後の登録申請者氏名

申請者氏名 宮島 太郎

広島県指定事務所登録機関
一般社団法人広島県建築士事務所協会会長 様

認印可
(シャチハタ印不可)

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、

建築士法第23条の5第1項

の規定により届け出ます。

建築士法第23条の5第2項

建築士事務所	ふりがな 名称	ひろしまとうろくけんちくせつけい 広島登録建築設計 一級建築士事務所		
	所在地	〒 730-0000 広島県広島市中区基町77-77 電話(082) 222 - 1111 番		
	登録番号	15 (1)第 0000 号	登録年月日	27 ・ 6 ・ 21
	一級建築士事務所, 二級建築士事務所又は 本庁建築士事務所	一級建築士事務所	ふりがな 管理建築士 氏 名	ひろしま いちろう 広島 一郎
	変更前	変更後	変更年月日	
登録申請者の変更	安芸 太郎	宮島 太郎	平成27年7月15日	
添付書類 ・ 戸籍抄本（直近3ヶ月以内に交付されたもの） ※正本に原本、副本に写しを添付			戸籍抄本の変更日を記入	
届出事項が複数ある場合は、1枚の届出用紙にまとめて記入していただいてもかまいません。				

※受付印

(提出部数二部)

事務所登録事項変更届

平成27年7月15日

法人代表者印
(法務局登録印)

株式会社 広島建築設計

申請者氏名 代表取締役 安芸 太郎

広島県指定事務所登録機関
一般社団法人広島県建築士事務所協会会長 様

新しい法人名及び建築士事務所名称を記入

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、建築士法第23条の5第2項の規定により届け出ます。

建築士事務所	ふりがな 名称	かぶしがいいしゃ ひろしまけんちくせつけい 株式会社 広島建築設計 一級建築士事務所		
	所在地	〒 730-0000 広島県広島市中区基町77-77 電話(082) 222 - 1111 番		
	登録番号	15 (1)第 0000 号	登録年月日	27 ・ 6 ・ 21
	一級建築士事務所, 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	ふりがな 管理建築士 氏 名	ひろしま いちろう 広島 一郎
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	
法人の組織変更	有限会社 広島登録建築設計	株式会社 広島建築設計	平成27年7月15日	
<p>添付書類 ・定款 ・登記事項証明書 (履歴事項全部証明書・直近3ヶ月以内に交付されたもの) ※正本に原本、副本に写しを添付</p>				
<p>建築士事務所名称の変更については、記入例3. 建築士事務所名称の変更を参考に併せて記入してください。</p>				
<p>届出事項が複数ある場合は、1枚の届出用紙にまとめて記入していただいてもかまいません。</p>				

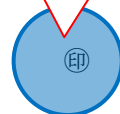
記入例（3. 建築士事務所名称の変更）

登録事項変更届

平成
法人の場合は代表者印
(法務局登録印)

広島登録建築設計 株式会社

申請者氏名 代表取締役 安芸 太郎



広島県指定事務所登録機関
一般社団法人広島県建築士事務所協会会長 様

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、
 建築士法第23条の5第1項 の規定により届け出ます。
 建築士法第23条の5第2項

建築士事務所	ふりがな 名 称	ひろしまとうろくけんちくせつけい かぶしがいいしゃ 広島登録建築設計 株式会社 一級建築士事務所		
	所 在 地	〒 730-0000 広島県広島市中区基町77-77 電話(082) 222 - 1111 番		
	登 録 番 号	15 (1) 第 0000 号	登録年月日	27 ・ 6 ・ 21
	一級建築士事務所, 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	ふりがな 管理建築士 氏 名	ひろしま いちろう 広島 一郎
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	
建築士事務所名称の変更	広島登録建築設計 株式会社 建築事務所	広島登録建築設計 株式 会社 一級建築士事務所	平成27年7月15日	
添付書類: 特にありません。 組織変更または法人名称の変更に伴う変更の場合は、記入例 2. 組織変更 及び 記入例 4. 法人名称の変更を参考に併せて記入してください。				
届出事項が複数ある場合は、1枚の届出用紙にまとめて記入していただいてもかまいません。				

記入例（4. 法人名称の変更）

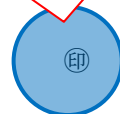
事務所登録事項変更届

平成

法人代表者印
(法務局登録印)

株式会社 広島建築設計

申請者氏名 代表取締役 安芸 太郎



広島県指定事務所登録機関
一般社団法人広島県建築士事務所協会会長 様

新しい法人名及び建築士事務所名称を記入

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、建築士法第23条の5第2項の規定により届け出ます。

建築士事務所	ふりがな 名称	かぶしがいいしゃ ひろしまけんちくせつけい 株式会社 広島建築設計 一級建築士事務所		
	所在地	〒 730-0000 広島県広島市中区基町77-77 電話(082) 222 - 1111 番		
	登録番号	15 (1)第 0000 号	登録年月日	27 ・ 6 ・ 21
	一級建築士事務所, 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	ふりがな 管理建築士 氏 名	ひろしま いちろう 広島 一郎
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	
法人の名称変更	広島登録建築設計 株式会社	株式会社 広島建築設計	平成27年7月15日	
添付書類 ・登記事項証明書 (履歴事項全部証明書・直近3ヶ月以内に交付されたもの) ※正本に原本、副本に写しを添付		登記事項証明書(履歴事項全部証明書)に記載された変更日を記入		
建築士事務所名称の変更については、記入例3. 建築士事務所名称の変更を参考に併せて記入してください。				
届出事項が複数ある場合は、1枚の届出用紙にまとめて記入していただいてもかまいません。				

※受付印

(提出部数二部)

記入例(5. 建築士事務所の所在地変更)

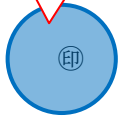
登録事項変更届

法人の場合は代表者印
(法務局登録印)

平

広島登録建築設計 株式会社

申請者氏名 代表取締役 安芸 太郎



広島県指定事務所登録機関
一般社団法人広島県建築士事務所協会会長 様

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、
 建築士法第23条の5第1項 の規定により届け出ます。
 建築士法第23条の5第2項

建築士事務所	ふりがな 名称	ひろしまとうろうけんちくせつけい かぶしがいいしゃ 広島登録建築設計 株式会社 一級建築士事務所		
	所在地	〒 730-9999 広島県広島市中区基町99-99 電話(082) 999 - 8888 番		
	登録番号	15 (1)第 0000 号	登録年月日	27・6・21
	一級建築士事務所, 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	ふりがな 管理建築士 氏名	ひろしま いちろう 広島 一郎
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	
建築士事務所の 所在地変更	広島県広島市中区基町77-77	広島県広島市中区基町99-99	平成27年7月15日	
<p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築士事務所の付近見取図 ・建築士事務所の内部及び外部の写真 				
<p>登録申請者の所在地変更もある場合は、記入例 6. 登録申請者の所在地変更を参考に併せて記入してください。</p>				
<p>届出事項が複数ある場合は、1枚の届出用紙にまとめて記入していただいてもかまいません。</p>				

※受付印

(提出部数二部)

記入例(6. 登録申請者所在地変更)

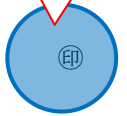
登録事項変更届

平

法人の場合は代表者印
(法務局登録印)

広島登録建築設計 株式会社

申請者氏名 代表取締役 安芸 太郎



広島県指定事務所登録機関
一般社団法人広島県建築士事務所協会会長 様

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、
建築士法第23条の5第1項 の規定により届け出ます。
建築士法第23条の5第2項

建築士事務所	ふりがな 名称	ひろしまとろくけんちくせつけい かぶしがいいしや 広島登録建築設計 株式会社 一級建築士事務所		
	所在地	〒 730-9999 広島県広島市中区基町77-77 電話(082) 999 - 8888 番		
	登録番号	15 (1)第 0000 号	登録年月日	27・6・21
	一級建築士事務所, 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	ふりがな 管理建築士 氏名	ひろしま いちろう 広島 一郎
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	
登録申請者の所在地変更	広島県広島市中区基町77-77	広島県広島市中区基町99-99	平成27年7月15日	
添付書類 ・登記事項全部証明書の写し (履歴事項全部証明書・直近3ヵ月以内に交付されたもの)		登記事項証明書(履歴事項全部証明書)に記載された移転日を記入		
建築士事務所の所在地変更もある場合は、記入例 5. 建築士事務所の所在地変更を参考に併せて記入してください。				
届出事項が複数ある場合は、1枚の届出用紙にまとめて記入していただいてもかまいません。				

※受付印

(提出部数二部)

記入例 (7. 管理建築士の変更)

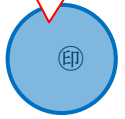
事務所登録事項変更届

法人の場合は代表者印
(法務局登録印)

平

広島登録建築設計 株式会社

申請者氏名 代表取締役 安芸 太郎



広島県指定事務所登録機関

一般社団法人広島県建築士事務所協会会長 様

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、

建築士法第23条の5第1項

の規定により届け出ます。

建築士法第23条の5第2項

建築士事務所	ふりがな 名称	ひろしまとうろうけんちくせつけい かぶしがいいしゃ 広島登録建築設計 株式会社 一級建築士事務所		
	所在地	〒 730-0000 広島県広島市中区基町77-77		
	登録番号	15 (1) 第 0000 号	登録年月日	番
	一級建築士事務所, 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	ふりがな 管理建築士 氏 名	新しい管理建築士の氏名 ふくやま じろう 福山 次郎
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	
管理建築士の変更	広島 一郎	ふくやま じろう 福山 次郎	平成27年7月15日	
<p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none">・略歴書・管理建築士の専任に関する誓約書 ※登録申請者が個人で、登録申請者と管理建築士が同一人の場合は、添付不要・管理建築士の建築士免許証又は免許証明書の写し・管理建築士講習(建築士法第24条第2項に規定する講習)修了証の写し				
<p>併せて所属建築士の変更がある場合は、記入例 9. 所属建築士の変更を参考にして記入してください。</p>				
届出事項が複数ある場合は、1枚の届出用紙にまとめて記入していただいてもかまいません。				

※受付印

(提出部数二部)

記入例 (8. 役員の変更)

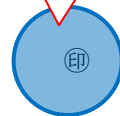
士事務所登録事項変更届

平

法人の場合は代表者印
(法務局登録印)

広島登録建築設計 株式会社

申請者氏名 代表取締役 安芸 太郎



広島県指定事務所登録機関

一般社団法人広島県建築士事務所協会会長 様

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、

建築士法第23条の5第1項

の規定により届け出ます。

建築士法第23条の5第2項

建築士事務所	ふりがな 名称	ひろしまとうろくけんちくせつけい かぶしがいいしや 広島登録建築設計 株式会社 一級建築士事務所		
	所在地	〒 730-0000 広島県広島市中区基町77-77 電話(082) 222 - 1111 番		
	登録番号	15 (1)第 0000 号	登録年月日	27・6・21
	一級建築士事務所, 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	ふりがな 管理建築士 氏名	ひろしま いちろう 広島 一郎
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	
役員の変更	取締役 袋町 次郎	取締役 宮島 一子	平成27年6月30日 平成27年7月1日	
<p>添付書類 ・誓約書 ・登記事項証明書 (履歴事項全部証明書・直近3ヶ月以内に交付されたもの) ※正本に原本、副本に写しを添付 ・(別添)役員名簿 ※就任があったときのみ</p>				
届出事項が複数ある場合は、1枚の届出用紙にまとめて記入していただいてもかまいません。				

※受付印

(提出部数二部)

- 就退任のあった役員についてそれぞれ記入してください。
- 変更届に記入しきれない場合は、別紙とし就退任した役員が分かるように記載したものを、[(別添)役員名簿]とは別に作成し添付してください。

【別紙作成例】

変更前	変更後	就退任日
代表取締役 ○○ ○○	取締役 ○○ ○○	平成△年△月△日
取締役 ●● ●●	代表取締役 ●● ●●	平成△年△月△日
取締役 □□ □□	(退任)	平成△年△月△日
(就任)	取締役 ■■ ■■	平成△年△月△日
(就任)	取締役 ◇◇ ◇◇	平成△年△月△日

- (別添)役員名簿は、新たに就任した役員のみ記入してください。
 - 役職名の変更(取締役⇔代表取締役)についても届出が必要です。
- ※代表権のある代表取締役(=登録申請者)が変更した場合は、別途[登録申請者の変更]の届出が必要です。
- 監査役就退任について届出は不要ですが、取締役⇔監査役の場合は届出が必要です。

役員名簿

〔記入注意〕

- この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

性別及び年号を○で選択してください。

フリ 氏	ナ 名	役 名	生 年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月 日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月 日
<p>〔1. 登録申請者の変更（法人）〕、〔8. 役員の変更〕の届出をする際、新たに就任した役員について記入し、添付してください。</p>					日
	・女		明治・大正 昭和・平成	年	月 日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月 日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月 日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月 日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月 日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月 日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月 日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月 日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月 日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月 日

(備考)

別紙 有
 無

記入例 (9. 所属建築士の変更)

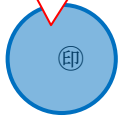
事務所登録事項変更届

平

法人の場合は代表者印
(法務局登録印)

広島登録建築設計 株式会社

申請者氏名 代表取締役 安芸 太郎



広島県指定事務所登録機関

一般社団法人広島県建築士事務所協会会長 様

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、

建築士法第23条の5第1項

の規定により届け出ます。

建築士法第23条の5第2項

建築士事務所	ふりがな 名称	ひろしまとうろくけんちくせつけい かぶしがいいしゃ 広島登録建築設計 株式会社 一級建築士事務所		
	所在地	〒 730-0000 広島県広島市中区基町77-77 電話(082) 222 - 1111 番		
	登録番号	15 (1)第 0000 号	登録年月日	27・6・21
	一級建築士事務所, 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	ふりがな 管理建築士 氏名	ひろしま いちろう 広島 一郎
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	
所属建築士の変更	呉 一男	さいじょう はなこ 西条 花子 一級建築士 第999999号	平成27年7月15日 平成27年7月1日	
新たに建築士を追加する場合は、該当者の氏名の他に、級別・登録番号・二級又は木造建築士の場合は登録を受けた都道府県名も記入してください。 記入しきれない場合は、別紙とし(別添)所属建築士名簿に記入し添付してください。				
届出事項が複数ある場合は、1枚の届出用紙にまとめて記入していただいてもかまいません。				

※受付印

(提出部数二部)

平成27年6月25日に施行された改正建築士法により、建築士事務所に所属する建築士に変更が生じた場合、事由の発生から**3ヵ月以内**に変更届を提出することが義務付けられました。(建築士法第23条の5第2項)

なお、法改正に伴い**平成27年6月25日以降最初の所属建築士の変更**は、「建築士事務所登録事項変更届」ではなく、「**建築士事務所に所属する建築士の届出書**」又は「**建築士事務所登録更新申請書**」※1にて届出いただくことになっておりますのでご注意ください。

「建築士事務所に所属する建築士の届出書」又は「建築士事務所登録更新申請書」を提出して以降に、所属建築士に変更があったときは、変更日から3ヶ月以内に変更届を提出する必要があります。

※1 平成27年6月25日から平成28年6月24日までに建築士事務所登録の更新申請書を提出する場合。それ以外の事務所は「建築士事務所に所属する建築士の届出書」を提出してください。

○届出が必要な変更内容

- ・入社、資格取得、退職、異動(配属・転属)等
- ・設計・工事監理等の業務を行わなくなった場合
- ・免許証又は免許証明書の姓や名を変更した場合
- ・級の変更が生じた場合 (二級建築士→一級建築士等)

○注意

- ・建築士免許証又は免許証明書の原本を確認の上、漢字や登録番号に誤りがないよう記入してください。
- ・結婚等で姓が変更し、建築士免許証又は免許証明書の姓が変更されていない場合は、旧姓での登録しかできません。速やかに建築士免許証の変更を行ってください。(建築士法第5条の2第2項)
(手続きについては、住所地の建築士会へお問い合わせください。)
- ・設計等の業務に関する報告書(建築士法第23条の6)の(第三面)所属建築士名簿への記入では変更できませんので、必ず変更が発生した都度変更届を提出してください。

所 属 建 築 士 名 簿

〔記入注意〕 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けた□
うで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふり 氏	がな 名	一級建築士、 二級建築士 又は 木造建築士の別	登 録 番 号	登録を受けた都道 府県名（二級建築 士又は木造建築士 の場合）	構造設計一級建築 士又は設備設計一 級建築士である場 合にあつては、そ の旨	構造設計一級建 築士証又は設備 設計一級建築士 証の交付番号
<p style="color: red; font-weight: bold;">〔9. 所属建築士の変更〕で所属建築士を追加する際、変更届の様式に記入しきれ ない場合は、こちらに追加する建築士について記入して添付してください。</p>						
(備考)				一級建築士		名
別紙	有	<input type="checkbox"/>		二級建築士		名
	無	<input type="checkbox"/>	計	木造建築士		名
				構造設計一級建築士		名
				設備設計一級建築士		名